

越 監 公 表 第 1 0 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から平成29年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月1日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 松 島 孝 夫

## 平成 29 年度越谷市包括外部監査報告書（概要版）

越谷市包括外部監査人 和田正夫

### （1）選定した特定の事件

学校教育に係る財務事務の執行及び事業の管理について

### （2）事件を選定した理由（要旨）

平成 23 年度から 10 年間の越谷市教育振興基本計画を策定している。第 1 期（平成 23 年度～平成 27 年度）は終了し、第 2 期計画（平成 28 年度～平成 32 年度）が開始され 2 年目である。学校教育の基本目標として、「生きる力を育む学校教育を進める」とし、確かな学力・健康な心と体など、子どもたちの「生きる力」を育むことを目標としている。

少子化の中、越谷市立小学校の児童数は平成 19 年度の 18,819 人から平成 24 年度の 17,880 人に減少し、その後 17,800 人台で推移している。越谷市立中学校の生徒数は、平成 24 年度の 9,052 人をピークに平成 28 年度は 8,806 人とほぼ横ばいの状態である。

教育予算は増加傾向にあり、平成 27 年度当初予算では教育費が 92 億円となり初めて 90 億円を超えた。平成 28 年度では 91 億円となり、小学校費 12 億円、中学校費 8 億円、給食費 26 億円が目立ったところである。

学校に対する市民の期待や関心は、教育そのものと児童・生徒が学校教育を受けるための安心・安全な環境づくりと考える。教育予算が効率的、経済的に執行されているか、児童・生徒のみならず市民が期待する教育や環境のために有効に使用されているかを検証する。

### （3）報告書の構成

#### I. 包括外部監査の概要

#### II. 全般

1. 越谷市立小中学校の概要
2. 教育委員会
3. 第 2 期越谷市教育振興基本計画
4. 点検結果報告書

#### III. 各論

1. 教育総務課
2. 学校管理課
3. 学務課
4. 指導課
5. 給食課
6. 教育センター

#### IV. 「監査の結果」と「意見」の一覧表

#### (4) 「監査の結果」と「意見」

##### ①全般

###### (i) 学校訪問

学校徴収金の現金の取り扱いについて現金出納帳を作成すること、現金そのものの保管をやめること、学校徴収金の年度末での未精算について「監査の結果」とした。

学校における情報資源の持ち出し承認者の徹底について「意見」とした。

##### ②各論

###### (i) 教育総務課

入学準備金貸付制度における在学確認の実施について「監査の結果」とした。市立幼稚園振興補助金の実績報告の方法、入学準備金貸付制度の連帯保証人の資格、進学者が返済する場合の法的整理について「意見」とした。

###### (ii) 学校管理課

校舎等の大規模修繕計画や建て替え計画の策定、転用可能普通教室利用状況の改善、PFI 事業に対する取組、学校備品の調査実施要領の整備及び廃棄品の検討、学校図書選定基準の策定について「意見」とした。

###### (iii) 学務課

小規模校のメリットを最大限に生かす指導やデメリットの緩和に向けての検討、外国人学校児童生徒通学費補助の所得制限導入の検討について「意見」とした。

###### (iv) 指導課

外国語指導事業における児童生徒の意見の取り入れの検討、副読本の予備購入冊数の検討、学校関係者による学校評価のホームページ上の公表について「意見」とした。

###### (v) 給食課

越谷市学校給食センター設置条例の引用条例の改定、未納給食費の不納欠損処理のタイミングについて「監査の結果」とした。給食材料費の保護者への報告について「意見」とした。

###### (vi) 教育センター

「監査の結果」及び「意見」とするものはなかった。

以上

(別紙)「監査の結果」と「意見」の一覧表

1. 「監査の結果」の一覧表

記載箇所	項目	内容
II. 全般		
1. 越谷市立小中学校の概要		
(3) 学校訪問	【監査の結果1】 現金出納帳の作成	学校徴収金について、通常は保護者の口座から引落をして振り込まれるケースと現金徴収のケースがある。現金徴収の場合には即日に金融機関口座に入金することになっている。しかし、遅れて現金が支払われた場合、一時的に現金で保管している事例もあった。このため、現金の入出金管理を明確にするために学校において現金出納帳を作成することが必要である。
(3) 学校訪問	【監査の結果2】 特別会計の処理	学校徴収金のほかに特別会計として管理している現金があった。平成28年度の前期繰越額は88千円、収入129千円、支出65千円、平成29年3月31日残高151千円である。収入の内容は埼玉県弘済会からの入金60千円のほかに、教育実習謝礼20千円、運動会謝礼10千円などである。支出は評議員会昼食代12千円、集会消耗品16千円などである。現金で保管しておくこと自体、紛失盗難のリスクが高まるので、金融機関に預けるべきである。
(3) 学校訪問	【監査の結果3】 生徒会費の精算	生徒会費を徴収している学校の中で、毎年度末の残高を精算していない事例があった。徴収した生徒会費はその年度で使用すべきであり、余剰が出た場合には精算する必要がある。しかし、毎年度末20万円から30万円程度の残高を繰り越しているため、各年度の保護者の費用負担について公平性が確保できていない。学校徴収金は毎年度末で精算する必要がある。
III. 各論		
1. 教育総務課		
(4) 入学準備金貸付制度	【監査の結果4】 入学準備金貸付制度の在学確認	越谷市入学準備金貸付制度では、在学していることが条件となっている。しかし、現在は異動の届け出は借受人、学生いずれも届出書を提出してもらうだけであり、市教育委員会から積極的に確認を取っていない。毎年、借受人や学生に対して、入学準備金を貸している旨及び住所変更、退学等の異動の事実があった場合には速やかに届出書を提出してもらう旨の手紙を送るなどの措置を検討されたい。公平性の観点から、将来的には在学証明を提出してもらうことが望まれる。
5. 給食課		
(4) 学校給食費	【監査の結果5】 「越谷市立学校給食センター設置条例」の改定	「越谷市立学校給食センター設置条例」において引用している学校給食法第6条第2項は改正されており、正しくは第11条第2項を適用する条文に改める必要がある。

記載箇所	項目	内容
(5) 給食費の未納の状況	【監査の結果6】 不納欠損処理のタイミング	小学校や中学校に在籍している児童や生徒の滞納給食費は、発生から2年経過したものであっても、不納欠損処理すべきではなく、少なくとも在籍中は滞納債権として債権の回収に努める必要がある。

## 2. 「意見」の一覧表

記載箇所	項目	内容
II. 全般		
1. 越谷市立小中学校の概要		
(3) 学校訪問	【意見1】 情報資産持出時における許可者	情報資産の持ち出しに際しては、校長の許可を得ることが越谷市学校系ネットワーク情報セキュリティ対策基準(第5版)に則った手続である。しかし、教頭が許可している事例があった。教頭へ権限委譲するためには同基準の規定を変更することが必要と考える。
III. 各論		
1. 教育総務課		
(3) 私立幼稚園振興補助金	【意見2】 私立幼稚園振興補助金の実績報告	越谷市私立幼稚園振興補助金について、毎年3月に補助金事業の実績報告が行われている。 購入した備品や工事等について、数量の網羅性を確認できるよう実績報告書の記載について工夫が必要であり、また、購入価格についてもその透明性を高めるための方策が必要である。 さらに、備品や工事の実在性について確認できる工夫をすることが望まれる。
(4) 入学準備金貸付制度	【意見3】 連帯保証人の資格	連帯保証人の要件として、市民税の所得割、均等割を納めている人として資力に注目している。過去の連帯保証人の状況を見ると明治大正生まれの人が連帯保証人になっており、比較的早い時期に死亡している例があった。 連帯保証人の資格について、例えば国民の平均寿命以下で年齢制限を定めるなど、より債権の担保に注力することが望まれる。
(4) 入学準備金貸付制度	【意見4】 進学者が返済する場合の法的整理	入学準備金貸付金の債務者は、進学者の保護者及び連帯保証人である。借受人及び連帯保証人が破産、所在不明等、死亡以外で返済不能になった場合に進学者が返済している例がある。法的に進学者は債務者ではないので返済義務はなく、善意によるものと考えられる。 このような場合、取り扱い方によっては公平性が確保できなくなるおそれがあるので、法律上の整理を行い、取り扱いを定めておくことが望まれる。

記載箇所	項目	内容
2. 学校管理課		
(3) 教育施設の管理	【意見5】 短期・中期修繕計画の策定	市は、今後必要となる小学校及び中学校に係る大規模改修費用及び建て替え費用の発生を予想しているものの、実際の大規模改修等の計画は策定していない。学校施設について、短期・中期修繕計画を策定し、速やかに実行すべきである。
(3) 教育施設の管理	【意見6】 転用可能普通教室利用状況の改善	児童1人当たり校舎面積及び生徒1人当たり校舎面積が学校により大きく異なっている。児童1人当たり校舎面積及び生徒1人当たり校舎面積が比較的広い学校については、教室など学校施設の利用状況を調査し、有効性・経済性の観点から、利用状況の改善を図るための施策検討が必要と考える。
(3) 教育施設の管理	【意見7】 PFI 事業への応募事業者増加に向けた取り組み	今後、PFI 事業を実施する際には、より多く事業者の参画を促すために、他市の事例も踏まえ、以下のような取組を検討すべきと考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PFI 事業に関する知識の普及や情報提供を行うため、研修会や勉強会を開催する。</li> <li>・ 大手企業に限らない多くの民間事業者の参加を促進するため、事業者募集時において、ランク付けなどによる応募者の資格に関する条件付けを原則として設けない。</li> <li>・ 横浜市の「公民協働事業応募促進報奨金制度」のような報奨金制度を活用する。</li> </ul> 「公民協働事業応募促進報奨金」の内容 市が指定する PFI 事業や保有土地活用事業などの公民協働事業に応募した建設業者又は建設企業グループで、事業者選定の最終審査における次点者・次々点者へ報奨金を交付する制度
(3) 教育施設の管理	【意見8】 PFI 事業に関するガイドラインの作成	公共施設の長寿命化を基本にした建替えや設備の更新に関して、民間の資金と知恵を積極的に活用するため、PFI 方式の活用が想定される。件数が増える PFI 事業について指針を作成すべきである。
(4) 物品購入・管理	【意見9】 備品調査時における廃棄検討の全校での実施	年1回実施している備品の棚卸時に今後の使用見込みも検討して、使用見込みがない備品は廃棄を検討する実務を全校に展開することが望まれる。
(4) 物品購入・管理	【意見10】 備品調査実施要領の作成	小中学校の備品の現物調査について、その記録方法が不統一である。今後、棚卸を行う際には、現物調査の実効性を確保するために、現物調査の実施要領を整備することが望ましい。各学校の備品調査において、事前に調査実施要領を確認し、実施目的、実施方法などについて担当教員と共通認識を持ち、統一的な方法で棚卸を実施すべきである。
(4) 物品購入・管理	【意見11】 学校管理課による情報発信	効果的、効率的な棚卸が行われている備品調査事例について、市内の各学校で情報を共有できるよう学校管理課から働きかけることが望ましい。

記載箇所	項目	内容
(5) 学校図書	【意見12】 学校図書に関する基準の設定	学校図書の選定、廃棄、配分比率について学校の基準が制定されていない。学校図書館基準などを参考としてこれらの基準を設定し、運用していくことが望まれる。
3. 学務課		
(2) 学校規模の適正化	【意見13】 小規模校における課題の検討	標準規模を下回る小規模校に関して、小規模校として存続させることのメリットデメリットの比較、小規模校として存続をさせる場合に、そのメリットを最大限に生かすためのさらなる指導の充実や小規模校のデメリットを緩和する策等、今後改めて、小中学校学区審議会や担当部署等において、より踏み込んだ検討をされたい。
(6) 外国人学校児童生徒通学費補助金	【意見14】 外国人学校児童生徒通学費補助金にかかる所得制限の導入	資力が十分な保護者に対してまで補助する必要性は低いと考えられる。一定の所得以下の保護者に限定して補助をする等、所得制限の導入を検討すべきである。
4. 指導課		
(2) 外国語指導事業	【意見15】 児童生徒へのアンケート	外国語指導事業は、比較的自由度の高い事業であるため、子どもたちが、英語や外国文化のどんなことをより知りたいか、どんなことに興味があるのかを知り、授業に反映することも可能な事業と考える。子どもたちにもアンケートを行いその内容を反映させることにより、事業の有効性をより高めることができると思われるので、その方策を検討されたい。
(4) 副読本整備事業	【意見16】 副読本の予備購入冊数	転入児童生徒への教科用図書の配布については転入の事実発生後に発注が行われることから、副読本においても、必ずしも全学校に予備冊数を配置しなくても、転入児童生徒等へ適時に対応することは困難ではないと考える。例えば、予備冊数は指導課と大規模校及び新興住宅地域にあり転入が比較的多い学校等にのみ備え置き、それ以外の学校では都度指導課から郵送する等の方法をとることで、購入数量をこれまで以上に減少させることができなにか検討されたい。
(6) 学校評価	【意見17】 ホームページ上における学校関係者評価の公表	保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるために、保護者以外の地域住民等も学校関係者評価を閲覧できるよう、全ての学校において、ホームページでも公開することを検討されたい。
5. 給食課		
(4) 学校給食費	【意見18】 給食材料費の保護者に関する報告	学校給食費は、生徒・児童の保護者から徴収している。給食費は、市の歳入に計上され決算が行われる。市の決算においては、給食材料費以外の歳出が計上されるため、給食材料費に関しての状況が見えにくく、保護者に対しては、給食材料費に限定して収支報告すべきと考える。

以上